

青森県報

号外第六十三号

平成十五年六月十二日(木曜日)

目 次

選挙管理委員会

青森県知事選挙の期日	（事務局）	一
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数	（事務局）	一
青森県知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任	（事務局）	二
青森県知事選挙に用いる点字投票用紙の様式等	（事務局）	二
青森県知事選挙に用いる船員の不在者投票用紙の様式等	（事務局）	二
青森県知事選挙におけるポスター掲示場の掲示面の区画数	（事務局）	三
青森県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時	（事務局）	三
青森県知事選挙における不在者投票記載場所に掲示する候補者の氏名等の順序を定めるくじを行う場所及び日時	（事務局）	三
青森県知事選挙における選挙会の場所及び日時	（事務局）	三
青森県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	（事務局）	三
青森県知事選挙における選挙長の事務を行う場所	（事務局）	四
青森県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時	（事務局）	四
病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老	（事務局）	四

人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定の一部改正

（事務局）

（事務局）

（事務局）

（事務局）

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十四条の規定により、青森県知事選挙を次のとおり行うので、同条の規定により告示する。

平成十五年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中正 三

選挙期日 平成十五年六月二十九日

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

平成十五年六月十一日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合）は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十五年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二二、九四一人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二六六、一七三人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

東津軽郡選挙区 八、九一人

西津軽郡選挙区 一八、三〇四人

南津軽郡選挙区 二六、二二六人

北津軽郡選挙区 一七、一八五人

上北郡選挙区 三一、二一九人

下北郡選挙区 一〇、六四〇人

三戸郡選挙区 二四、六六五人

青森市選挙区 七九、八四五人

弘前市選挙区 五二、二六五人

八戸市選挙区 六四、二九五人

黒石市選挙区 一〇、六〇七人

五所川原市選挙区 一三、三三七七人

十和田市選挙区 一六、七六七七人

三沢市選挙区 一一、三四一人

むつ市選挙区 一三、三六五人

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

平成十五年六月二十九日執行の青森県知事選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条

の規定により告示する。

平成十五年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

田中 正三	南津軽郡浪岡町大字樽沢字村元一五五番地の二	金澤 五郎	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三二番地の二
氏名	住所	氏名	住所
選挙長		選挙長職務代理者	

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

平成十五年六月二十九日執行の青森県知事選挙における点字投票に用いる投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成十五年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一 様式

第十七回
青森県知事選挙投票
ちゅうい

○注 意

一 候補者の氏名は、欄内にひとりか
こうほしや しめい
候補者の氏名は、欄内にひとりか
こうほしや しめい

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

点字投票

印

こうほしや しめい
候補者氏名

二 規格等

規格はおおむね縦一二・七センチメートル横九・〇センチメートルとする。
紙質は上質紙一〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。
印は青森県選挙管理委員会の印のうち二〇ミリメートル平方の印とし、黒刷込みとする。

青森県選挙管理委員会告示第四十九号

平成十五年六月二十九日執行の青森県知事選挙における船員の不在者投票に用いる
投票用紙の様式等を次のとおり定めたので告示する。

平成十五年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

一 様式

点字投票

こうほしや しめい 候 補 者 氏 名	<p style="text-align: center;">船 員 不 在 者 選 挙 投 票</p> <p style="text-align: center;">○注 ちゅうい 意</p> <p>一 候 補 者 の 氏 名 は、欄 内 に 一 人 書 く こと。</p> <p>二 候 補 者 で な い 者 の 氏 名 は、書 か な い こと。</p>
------------------------	---

二 規格等

規格はおおむね縦一二・七センチメートル横九・〇センチメートルとする。
紙質は上質紙七〇キログラム片面刷りとし、紙色は白色、黒刷りとする。
点字投票用は、上質紙一〇キログラム、点字投票の表示をする。

青森県選挙管理委員会告示第五十号

平成十五年六月二十九日執行の青森県知事選挙におけるポスター掲示場の掲示面の
区画の数を次のとおり定めたので告示する。

平成十五年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

掲示面の区画数 八区画

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四
条第一項の規定により行う平成十五年六月二十九日執行の青森県知事選挙における各
候補者の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のとおり定めたので告
示する。

平成十五年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局	平成十五年六月十二日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第六項の規定により、平成十
五年六月二十九日執行の青森県知事選挙における不在者投票記載場所に掲示する候補
者の氏名及び党派別の順序を定めるくじの執行場所及び日時を次のとおり定めたので
告示する。

平成十五年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中 正 三

くじを行う場所	くじを行う日時
青森市長島一丁目一番一号 青森県選挙管理委員会事務局	平成十五年六月十二日 午後五時三十分

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

平成十五年六月二十九日執行の青森県知事選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

平成十五年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中正 三

一 場所 青森市中央一丁目一番一八号

ラ・プラス青い森 四階 「ラ・メール」

二 日時 平成十五年七月一日 午前十一時

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

平成十五年六月二十九日執行の青森県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額は次のとおりであるので同法第九十六条の規定により告示する。

平成十五年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中正 三

制限額 三三、五七九、三〇〇円

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

平成十五年六月二十九日執行の青森県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

平成十五年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中正 三

場 所	所 在 地
青森県選挙管理委員会事務局	青森市長島一丁目一番一号

ただし、平成十五年六月十二日は青森県庁西棟四階B会議室とする。

青森県知事選挙選挙長告示第一号

平成十五年六月二十九日執行の青森県知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

平成十五年六月十二日

青森県知事選挙選挙長 田 中正 三

一 場所 青森市長島一丁目一番一号

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成十五年六月二十六日 午後五時十分

青森県選挙管理委員会告示第五十六号

昭和四十四年四月三日青森県選挙管理委員会告示第八号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者更生援護施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者更生援護施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十五年六月十二日

青森県選挙管理委員会委員長 田 中正 三

一の表中、

弘前市立病院	” 大字土手町一八八の一
--------	--------------

を

ときわ	大鰐ホーム	五	常盤村大字水木字浅田九	に
	大鰐ホーム	の "	大鰐町大字大鰐字范頭九	を
朝光苑		一 "	大字横内字亀井二四五の	に
樹の里		二 "	大字諏訪沢字丸山六三の	を
樹の里		二 "	大字諏訪沢字丸山六三の	に改める。
二の表中、				
医療法人社団良風会ちびき病院		"	東北町字石坂三二の四	に改める。
ちびき病院		"	東北町字石坂三二の四	を
ヒロサキメディカルセンター		"	大字大町二丁目二の九	に
ヒロサキメディカルセンター		"	大字大町二丁目二五の一	を
弘前市立病院		"	大字大町三丁目八の一	に

のはなしょうぶ	しもだ	七	下北郡東通村大字砂子又字里一七の二	に改める。
	しもだ	七	上北郡下田町字向山二五九二の	を
つがる		"	向川添三〇 碓ヶ関村大字碓ヶ関字湯	に
なみおか		"	浪岡町大字杉沢字山元四五四の二三八	に
明生園		一 "	常盤村大字榊字亀田二の	を
明生園		一 "	常盤村大字榊字亀田二の	を
五の表中、				
メーブル		"	六戸町大字上吉田字長谷八五の一	に改める。
なのはな苑		"	横浜町字三保野五四	に改める。
なのはな苑		"	横浜町字三保野五四	を

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭